

行動計画策定

社員が妊娠・出産しても仕事を続けられる環境、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年5月1日～令和11年4月30日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和6年 5月～ 社内規定を作成し労働者に制度の周知を行う
- 令和7年 5月～ 相談体制を整備し、利用しやすい環境を作る

目標2：令和8年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、保有日数の7割以上の取得をめざす。

<対策>

- 令和6年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年4月～ 一年毎の検証結果を社員に報告し、有給休暇取得予定の掲示や、取得状況の把握、報告などによる取得促進のための取組の開始